

令和6年第4回足寄町議会定例会議事録（第3号）

令和6年12月16日（月曜日）

◎出席議員（12名）

1番	早瀬川	恵	君	3番	榊	原	深	雪	君
4番	矢野	利恵子	君	5番	田	利	正	文	君
6番	高橋	健一	君	7番	木	村	明	雄	君
8番	細川	勉	君	9番	川	上	修	一	君
10番	進藤	晴子	君	11番	多治見	亮	一	君	
12番	二川	靖	君	13番	高橋	秀	樹	君	

◎欠席議員（1名）

2番 井脇昌美君

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	渡辺俊一君
足寄町教育委員会教育長	東海林弘哉君
足寄町農業委員会会長	吉村進君（午前欠席）
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	丸山晃徳君
総務課長	保多紀江君
福祉課長	森岡彰寿君
住民課長	金澤眞澄君
経済課長	佐々木康仁君
建設課長	松野孝君
国民健康保険病院事務長	川島英明君
会計管理者	加藤勝廣君
消防課長	大竹口孝幸君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長 丸山一人君

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	横田晋一君
事務局次長	鈴木研司君
総務担当主査	飯野真有君

◎議事日程

- | | |
|---------|--|
| 日程第 1 | 一般質問＜P 3～P 2 9＞ |
| 追加日程第 1 | 議案第 7 7 号 足寄町第 7 次総合計画基本構想及び基本計画（令和 7 年度～令和 1 6 年度）について＜P 3 0＞ |
| 追加日程第 2 | 議案第 8 0 号 令和 6 年度足寄町一般会計補正予算（第 8 号）＜P 3 0～P 4 1＞ |
| 追加日程第 3 | 議案第 8 1 号 令和 6 年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）＜P 3 0～P 4 1＞ |
| 追加日程第 4 | 議案第 8 2 号 令和 6 年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）＜P 3 0～P 4 1＞ |
| 追加日程第 5 | 議案第 8 3 号 令和 6 年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第 4 号）＜P 3 0～P 4 1＞ |
| 追加日程第 6 | 議案第 8 4 号 令和 6 年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）＜P 3 0～P 4 1＞ |
| 追加日程第 7 | 議案第 8 5 号 令和 6 年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第 2 号）＜P 3 0～P 4 1＞ |
| 追加日程第 8 | 議案第 8 6 号 令和 6 年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）＜P 3 0～P 4 1＞ |

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

○議長（高橋秀樹君） おはようございます。

2番井協議員が欠席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時00分 休憩

午前10時27分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（高橋秀樹君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告をお願いします。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長（進藤晴子君） 昨日開催されました、第4回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日は、昨日に引き続き、一般質問を行います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

この際、報告をいたします。お手元に配付した正誤表についてですが、今般、議題となっております第7次総合計画の附属資料の文言に誤りがありましたことから、先週、町長より訂正したい旨の申出があり、正誤表が送付されたものです。

本件は、提出議案本体ではなく、附属資料の一部訂正であることから、議長が代表して訂正を受け付けし、正誤表の写しを特別委員会の委員皆様に配付するものです。さよう訂正をお願いいたします。

以上で、資料訂正の報告を終わります。

◎ 一般質問

○議長（高橋秀樹君） 日程第1 昨日に引き続き、一般質問を行います。

昨日の引き続きとなりますので、それぞれ90分間でお願いいたします。

それでは、10番進藤晴子君。

（10番進藤晴子君 登壇）

○10番（進藤晴子君） では、議長のお許しをいただきましたので、昨日に引き続き、再質問のほうをさせていただきたいと思います。

まず、昨日は1番の質問事項の中で、外来患者数と人数を確認させていただきました。その中で、思っていた以上に外来患者数は増え、現在では、入院患者数はベッドが半分ぐらいしか埋まっていないという現状をお伺いさせていただきました。

ということで、今日は2番から質問させていただきますと思います。

2番の経営指標の推移なのですが、経営指標の推移から、足寄町国保病院の現状をもう一回ちょっと探っていかせていただきたいと思います。

私がこの比率を見たときに、自分で調べたときに、かなり思ったよりも数値が低いなという印象でした。特に、修正医業収支比率ですが、令和5年度は42.2%、ずっとそのぐらいで継続しているのですけれども、では、一体どのぐらいがいいのかというところが分からなくて、北海道の各病院、同じぐらいの自治体の大きさ、その辺をちょっと比べてみたのですが、やはりみんな低いのです。でも、物の本によっては、70%以下は抜本的な改善が必要だと出ております。修正医業収支比率は、医業収益から他会計の負担金を引いたものが、医業費用の中でどのぐらいを占めるかというのですが、一般会計から繰入金をするので、どうしても分かりづらい部分がございます。ただ、これを見ると、なるほど、自分たちが稼いだお金の中でやっていけないのだなというのがよく分かります、

ある程度仕方がないことなのですが、自治体の病院では。これがちょっと、大丈夫なのだろうかということと、あと、自治体の病院は、ただ病院だけではなく、繰入金とかもしていくわけなので、財政力というものがやはり一番大事なのかなと。市や町の財政力があれば、それは当然クリアされるわけですね、病院が多少悪くても。その辺のところで、財政力指数というのを見ますと、令和5年で0.199、0.30以下の市町村は、速やかに診療所化し、再編統合が必要というふうなことも出ております。これをどう捉えられているのか、ただこれは、数字だけではないのかもしれないというふうに私は思っております。この辺をちょっと御回答いただいてよろしいでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 川島病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君） 修正医業収支比率、これが低いということでの御質問でした。確かに、例えば令和4年度でいくと47%ということで、先ほど、進藤議員のほうからありました70%というのに比較すると、かなり低くなっている。

ただ、地方の病院はどこもそうなのですが、不採算医療を担っていると。例えば、救急医療ですとか、そういった医療、民間ではできない医療を担っているという部分もありまして、あとはまた人口減少ですね、そういうので、医業収入がなかなか入ってこないと。

それなので、とにかく経営を改善するためには、まずは収入を上げていくということが一番求められているところかなと思っています。ちなみに、私の手元に令和4年度の決算状況調査というのを持っています。それで、管内の広尾町は独立行政法人ということで、それ以外の八つの病院、公立芽室病院はちょっと規模が若干違うのですが、この八つの病院、広尾を除いて八つの公立病院で比較しますと、修正医業収支

比率、令和4年度でいきますと、6番目ということになります。それなので、上から6番目というのですか、下のほうに今、位置しているという形になろうかと思っております。修正医業収支比率だけをとってみると、そういったことになります。

一方で、医業収支比率は4位ということで、負担金の部分、負担金の額が入ってくると、上から4番目というような、一般会計の負担金です、それが入ってくると上から4番目というような位置になっておりますので、低いほうの部類なのかなというふうに私は思っています。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 十勝管内の状況は分かりました。今、事務長のほうからお話があったように、不採算医療、これがあるから、いろいろ国からもお金が入りということだと思いますが、足寄町国保病院の不採算という、24時間救急を取っている、その不採算というのが、私はどうもちょっと引がかかって、ずっと調べていたのですが、同じ救急指定をとっているところでも、例えば、東京の病院、同じぐらいのちょっとした病院でも救急指定を取っていらっしゃる民間の病院もあります。みんな、なかなか大変なのですけれども、足寄町の不採算というのは、どのようなことが不採算になるのでしょうか。24時間救急医療体制を取っていることが、人的なものが必要なのか、それとも、いろいろなコストがかかるのかというところ。不採算の意味をちょっと教えていただきたいのですが。

○議長（高橋秀樹君） 川島病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君） お答えいたします。

どういったところが不採算なのかということであります。例えば、24時間救急を365日やっています。そうすると、そこ

に必ずドクターが1人必要だということになると、ドクターに支払う報酬がかなり大きくなっています。例えば、札幌から来るとなると、旅費をかけて来られたり、例えば、帯広であるとタクシー代がかかったりということで、それに対しての患者となると、都会のほうは、患者は、結構救急で頻繁に来るのですけれども、どうしても地方の病院となると、来るときは来ますが、それほど、二桁にいくことというのはあまりなくて、例えば、年末年始にインフルエンザが流行っただとか、そういったときは結構な人数の患者がいらっしゃるのですが、通常であると、365日開いていても、まず、救急患者というのはそれほど来ない、来ないときは1人も来ないと。だけれども、高い報酬を払わなければならないということで、これ365日払っていると結構な金額になります。

そういった部分で、民間の病院は、当然それはペイできないということで、引き受けるところは、こういう地方の病院は特にないのかなと。ただ、都会の病院は、札幌から来る先生方も、若い先生がかなり、札幌市内の病院とか当直でアルバイトで行くという話も聞いていますが、そういったことで、結構患者が、やはり一晩に何人も来るというような、そういう状況になっているので、そういったところが、まず、不採算医療といわれる救急をやって、地方でやっている救急の、我々の病院とは、ちょっと違ってくるのかなということで考えております。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 事務長のおっしゃっていることは分かりました。

ただ、もし、もしですよ、24時間の救急指定を取らなかったら、ということは、当直の先生は1人減るということですか。今は、2名でやっていらっしゃるというこ

とでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 川島病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

お答えいたします。

24時間救急をやらないということになると、毎日1人の先生をつけなくていいと。常勤の先生というのは、基本的に働き方改革というのがありまして、今、月に最大週に1回の当直、日直については月1回ということで、これは制限あります。

それなので、外からの先生、例えば、大学病院ですとか、帯広の病院のほうから先生交代で当直に毎日来ていただいていると。常勤の先生がやっている以外の日については、そういった形で当直の先生にお願いしていると。ただ、今、研修医の先生も来ているので、研修医の先生に当直をやっていただくこともあるのですが、そういったことで、365日間、外の先生をそうやって1人、必ず24時間つけていると。プラス、常勤の先生は、毎日、オンコール待機というか、例えば、当直の先生が帯広の病院に救急車に乗って、救急搬送のときについて行かなければならないといったときに、そのために、常勤の先生は毎日待機で入っていただいていると。これは、週末についてもそういった形でお願いしていると、そういった状況にあります。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。要は、ドクターの救急をとるための、確保するためのお金が必要であるからということですね、分かりました。

ちょっと細かいことですが、今、オンコールというのが出ました。もともといらっしゃる先生たちが、オンコール待機をしている。病院によっては、オンコールの先生に報酬を出さないところもあるし、出すところもある。これは、どちらでもありなのですが、足寄町国保病院は、オン

コールの先生も報酬が出ていますか。

○議長（高橋秀樹君） 川島病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

お答えいたします。

オンコール待機の、今、常勤の先生5名
お願いしておりますが、皆さん、管理職と
いうことでお願いしておりますので、オン
コールのその待機については、報酬として
はお支払いはしていません。

それはなぜかという、院長の管理下に
ないという、御自宅にいられても、お風呂
に入っているでもいいし、テレビを見ても
いいし、あと、連絡があった場合に1時間
程度のところの距離であれば、ちょっと離
れていてもいいよということでやっており
ますので、そういった意味では、報酬は
払っていないということになっております。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子
君。

○10番（進藤晴子君） よく分かりまし
た。今言っていました、値が低いけれど
も、修正医業収支比率も低い、財政力のほ
うも低いけれども、何とかぎりぎりやって
いるということですよ、という
ふうに受け止めてよろしいですね。分かり
ました。

では、病床利用率のほうにいきます。令
和5年度、病床利用率がポンと低くなって
おります。その、説明をしていただけます
か。

○議長（高橋秀樹君） 川島病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

お答えいたします。

令和5年度、かなり入院が減ったという
ことで、一番の要因は、やはりコロナが5
類に明けた後、それまで頑張ってコロナの
クラスターを出していなかったのです。そ
れで、5類になった後、コロナのクラス
ターが病棟で発生したということで、その
ときに、新規入院をトータルでいくと、1

か月半ぐらいストップしたということが一
番大きく影響しているのかなと思っていま
す。

また、看護師の数も、一時期、若い看護
師、医師等就学資金の借り入れをしていた
看護師が、償還期間が終わって、コロナも
5類になった頃に、もともと、札幌志向だ
とか、都市部の志向が若い方というのは、
そういった志向が強いので、一気に看護師
も4人、5人といなくなってしまったとい
うことで、受け入れるその入院患者さんの
数も条件がやはり、その現有のその人数だ
と、ある程度制限しなければならないだ
とか、そういった部分がありまして、入院
患者が大きく減ったということが考えられ
ると思います。

また、当然、自然減ですとか、社会減の
人口減少、これも当然あるかと思えます。
そういったことが、かなり影響を及ぼして
大きな減収になったと、過去にないほどの
入院患者の減少になって、それが、病床利
用率の減少につながったということになっ
てございます。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子
君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。
今、コロナが5類になって、もうしばらく
たちました。今も少しずつコロナがまた流
行っている、感染しているという、これは
繰り返されていくのだらうと思いますが、
今現時点で国保病院は、コロナの患者も入
院はできますか。

○議長（高橋秀樹君） 川島病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

お答えいたします。

当院、構造上、病棟がワンフロアという
ことで、また、高齢者の方が多い、昨日も
話しましたが、平均年齢が80歳以上とい
うことで、1回コロナのクラスターを出し
たという苦い経験もあります。

今、例えば、病棟の中でコロナ患者が、

入院患者で発生したということであると、今、4人部屋、ベッドも空いているので、一つの大部屋は、コロナ対応の病床ということで、それは確保しています。それで、そういった患者については、今、入院をさせているところですが、積極的に外部から来た患者をどんどん入院させるだとか、そういった体制にはなってございません。あくまでも、自院の中で発生しただとか、そういった場合に対応できるような形にしております。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。コロナで、もし入院するとすれば、呼吸器症状とか肺合併症を起こした患者なので、帯広の病院に搬送するというのが一番かと思しますので、分かりました、よく分かりました。

それで、その中で、今回、こういう経営指標の推移を見ながら、低位置というか、十勝の中では五、六番目という中で、あと、うちの財政の中で100億円以上の当初予算があり、財政調整基金、お金のほうも、お財布事情です、うちの、足寄町の。その中で、今回1億幾らの損益が出ているということがありました。これは、まずは、ざっくり言って許せる範囲なのかどうか、ちょっと町長お伺いしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 病院の経営状況というところであります。今までもお話がありましたけれども、やはり人口が減少してきている状況ですとか、コロナの状況ですとか、そういったこともあって、なかなか病院の経営、経営といった部分のその指標だとか、そういった数字の部分でいくと、やはり決して先が明るいような数字にはなってはいないという状況にはなっています。

ただ、足寄町の中でいけば、やはり帯広まで行くとすると、やはり1時間、普通に車で行っても1時間ちょっと、1時間半ぐらいかかりますし、昨日のお話でも、バスで行くと2時間、3時間かかるというような、そういうところにあるわけですので、そういうことを考えていきますと、足寄町の町民の人たちが、安心して足寄で暮らしていくためには、一定の負担があっても、不採算であっても、町に病院があるということの安心感というのは、やはり大きいものだというふうに考えています。

今回のお話にあった、その1億数千万円の赤字というような部分についても、一定の足寄町の町民の皆さんが安心して足寄に住んでいくためには、必要な経費というような、そういう考え方をすれば、そこは認めざるを得ない部分だと思っています。

ただ、では、それは青天井で、幾らでもということには、やはりなりませんし、一定の、どこかの線まで許せるのかというのは、そのとき、そのときの経済状況であったり、町の財政状況であったり、そういったものも関係してくるのかなというふうに思っていますが、一定の金額が赤字になったりだとか、それから、町の負担が今、5億円弱ぐらいの金額を一般会計のほうから支出していますけれども、そういった部分については、一定程度やむを得ない部分、必要な経費なのかなというふうに考えています。

ただ、どこまでが認められるのだといったところは、やはり、そのとき、そのときで考えていかなければならない部分でもありますし、経営の状況が、いかに好転していくのかといった部分、経費の節減だとかそういったものについては、一定やってきていますので、それほどこれから大きく経費の削減だとかというのは、できる状況ではないのかなと。そして、今の物価高騰だとか、これが、物価が急に下がるだとかということも多分ないと思いますし、一定程

度高くなったところで高止まりする、それから上がらなくなるかもしれませんけれども、下がるということはないだろうなということで考えていくと、経費の部分というのは、やはり一定のところまでかかるだろうと。そうすると、経営的にどう回していくのかといった部分でいくと、やはり患者にいっぱい来ていただいて、来ていただくのが、いいことなのかどうなのかちょっと分からないですけれども、できるだけ健康で病院にかからないというのは一番ですけれども、もしも、病院にかからなければならぬような状況になったときに、やはり地元の病院に来ていただくということが大事なのかなというふうに思っています。

そういった意味では、今、昨日も回答させていただきましたけれども、いろいろな努力を病院の中でしているという状況の中で、今後に少しでも外にというか、町外の病院にかからないでも、足寄町の中で病院にかかっていたとすることが大事なかなと。そのことは、高い交通費だとか、時間だとかをかけて外に行くよりも、足寄で十分対応できますよという、そういう体制がやはり整っていれば、わざわざ遠い帯広まで病院に行ったりだとかしなくても済むということにもつながっていくのかなというふうに思っていますので、そういう形で、今後できるような取組を病院の中でも、それぞれ検討しながら、努力していかなければならない課題かなというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 町長の気持ちは、大変よく分かります。青天井ではないので、どこまでが一定ラインで、ここから上は駄目、ここから下はいいと、そういうことではないということですね。経営努力をしていくということだと思のですが。

そこで一つ、繰入金の話です。先ほど出

ましたが、令和5年度が4億4,302万2,000円、大体そのぐらいできているわけですね。ここで、ちょっとあれというふうに思ったのが、今回1億幾らの損益が出て、でも、一般会計の繰入金は、あまり変動していないように私には見えるのですけれども、その辺はどういうふうになっているのでしょうか、令和5年度です。

○議長（高橋秀樹君） 川島病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

お答えいたします。

令和5年度の繰入金がそれほど増えてないということですね。この部分は、実は、キャッシュフロー上の現金の保有残高につながってくるのかなと思っていますが、不足分を、かなり現金で病院が持っている運転資金です、その部分を大分使わせていただいたということで、去年、現金の保有が1億円ちょっとあったのですけれども、今年の3月末で3,000万円台ということで、約7,000万円から8,000万円ぐらい現金を落としてしまっているということで、今、非常にそういった意味では、かなり現金の保有高が少ないということで、厳しい状況に置かれているというところであります。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。キャッシュが少なくなってきたということで、今回の補正につながるわけですね、分かりました。

ここで一つ確認なのですが、私が、決算書の読み取りがちょっと甘いのか分かりませんが、他町村や北海道の病院を見てみますと、繰入金で賄って経営しているところは全然いいのですけれども、夕張の件もあります、金融機関からの借入れですね、これをしているところもあります。足寄町は、ないですね。

○議長（高橋秀樹君） 川島病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

お答えいたします。

今のところ、借入れは現状ではしておりません。毎年の予算計上の上で、上限1億円ということで、借入れできますよという状況にはなっておりますが、実態としては、今のところ金融機関からの借入れというのはしておりません。

ただ、借入れをすると、実は、年度内に償還、お金を返さなければならないという、翌年度に積み越すことができなくて、単年度で返さなければならない。そうすると、方法としては、もし返せなかったら、借りたお金を1回借り換えて、翌年度の4月に入ってから、次の年の一般会計の負担金をそこに充当させると。それなので、自転車操業みたいな形になって、夕張が破綻していったのは、そういったことなのかなと思っております。

当院もそういうふうにならないように、昨日もお話ししましたが、病院経営に詳しい経営アドバイザーですか、こういった方を活用しながら、何とかどういった方向で行くのが、これを持続可能な形にできるのかということ、次年度にかけて進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 何となく分かりました。勉強になりました、ありがとうございます。

では、次の3番目の質問のほうに参りたいと思います。医師・看護師の医療従事者の欠員状況とその取組ですが、ドクターのほうは5名いらっしゃる。専門医も2人入られて、盤石だと思います。これは、院長先生以下事務長、本当に頑張っていられっしゃる。北海道のほかの病院を見ますと、医師のいない病院がいる、どういうことだろうと思ったことがあります、何とかその地域の先生たちを駆り集めて、回しながら

何とかやっているという病院もあるそうです。あと、働き方改革も関係している。そういうところをマネジメントする会社がすごく今、大変忙しくて、あと、開業医を辞めて、勤務医に戻っているという人もやはりかなり増えているらしいです。

医療体制が、どんどん今変わってきている、変動してきているということなのですが、ドクターは、足寄は盤石ですね。看護師がちょっと難しいということでしたが、先ほどもお話に出ていましたけれども、お金を借りて、それを払い終わった時点で戻っていく、都会に行ってしまうという、そういう看護師がいるというお話も聞いています。その人たちを食い止める策というのですか、難しいかもしれませんが、何かありますか。

○議長（高橋秀樹君） 川島病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

ただいまの質問ですが、就学資金を借り入れた若い看護師、この方々が出ていかないようにということでのお話で、それを食い止める方法と、なかなか妙案は見つからなくて、なぜかという、やはり若い看護師は、当院は、昨日、お話ししたとおり回復期とか、入院でいくと慢性期、そういった患者が多い、そういった中で、やはり1回は、急性期病院ですとか、そういった大きな病院で経験したいだとか、スキルを磨きたいだとか、また、都会志向であったり、そういったことで、確かに、その償還免除になる期間の間、例えば専門学校であると4年半、大学であると6年間、その期間を一つの目安として、皆さん、これまではどちらかに行かれてしまうということになっています。その辺はなかなか、これといって、今も妙案というのは見つからないのですが、とにかく、当院としましては、まずは、人材の確保というのは、まずは一番です。その後、その看護師方がしっかり定着していただくということが、一番大切なかなと、その上で、その後に続く、今度は

後継者の育成、これも、例えば、看護科でいくと、かなりの大所帯なのですね、病院の中の半分は、半数は看護師、看護助手ということで、やはり、まずは定着化、今、若い方がいなくなっていくということはありますが、その中でも、なるべく当院に定着していただけるような、そういう環境をつくっていくということを含めて、育成も含めて、これは次年度の、今、アドバイザーにも、いろいろ他の病院の事例を教えてくださいながら、こういった形がいいのかということこれから考えていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 今、事務長のお答えは、本当にそのとおりだと思います。そこで生きがいを持ってやれるというのは、スキルアップでもそうですし、例えば、足寄町の国保病院でも、看護師に関しては、認定看護師というのを取るということも、少しできるのではないかと思います。

ただ、半年ぐらい、800時間の研修が必要ですし、お金も大体100万円から150万円ぐらいいるというふうに聞いております。住むところ、認定を取るとなると、日本各国で、いろいろなところがあるわけですが、北海道には、もしかしたらないかもしれない、分かりませんが、そういうところに住むとなると、その居住費もかかるかもしれない。そういうところを補助している病院もあるのですよね。認定を取らせて、病院に戻ってきて、もうしっかりと看護師を教育してもらおうと。そういう多少、大きな病院ですけれども、そういうところもございます。透析もありますよね、うちは。そういうところで、少しそういうふうな教育システムを、そこまですで私が口出しできないのですけれども、今の事務長がおっしゃっていたように、教育

システムを作っていただきながら、若い人でも、いや、ここでも免許が取れるよと、そういうような、ここでも勉強できることがあるんだと、足寄町国保病院で。研修医もどんどん受け入れてますよね。看護師も、やはりそうしていただきたいと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 川島病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

お答えいたします。

まさにそのとおりで、人への投資というのは、非常に重要だと思ってます。一定程度、やはり投資をしていかないと、将来、その方がやはり成長して、病院の核になっていただけるという部分もあります。あと、認定看護師の制度ですか、これも、つい最近採用しました看護師が、看護協会の災害応援ナースでしたか、その資格をお持ちの方がいらっしゃいました。その方については、札幌で更新のための研修費用、研修の旅費ですとか、そういったものは補助をさせていただいております。

それなので、今後、そういった認定看護師だとか、そういった認定を取るための、今言ったような、こういった形でそれを病院として、それに対して何かできるのかということについては、今後、ちょっと検討課題かなと思ってございます。

○議長（高橋秀樹君） ここで休憩をいたします。11時10分まで。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） では、次の質問に移りたいと思います。

経営改善に対する取組と今後の展望です。

答弁のほうを見させていただきますと、ほぼやれることは全部やっているという、完璧に答弁のほうに書かれてあるので、申

し分なくあまり言うことはないのかなと思ったのですが、ちょっと視点を変えて、病院の改善をするためには、やはり外来患者に愛されて、来てもらわなければならないというのが、それが、もちろん基本だと思うのですけれども、それを目指して国保病院は、やっていらっしゃると思います。接遇は、もう当然できて当たり前、それもされていると思います。

あと、私が気になるのは、患者さんの、町民のニーズです、国保病院に何を求めるかというところなんです。それほど大きいことではなくて、国保病院を受診するに当たって、こういうふうにしてほしいとか、こういうところは嫌だなとか、そういうようなところを細かく、クレームに対しては、川島事務長が担当で、一生懸命対応されているというお話は聞いておりますが、そういう、一番私が聞いた中では、やはり病院なので、診療所と比べては待ち時間が長いと、当たり前のことなのですが、ただ、究極の、これは病院にとっては待ち時間対策というのは、もう昔からやっていることであります。民間の病院であれば、必ずアンケートを取り、待ち時間がどういうふうに変動してきているかということは、データを取っております。普通にやっていることなので、何十年も前から。ただ、自治体のほうは、多分、自治体病院はもしかしたらやっていないのかもしれないと思ひまして、やっていたらすみません。待ち時間アンケートとか、そういうものをやったこと、患者アンケートをやったことはありますか。

○議長（高橋秀樹君） 川島病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

お答えいたします。

当院、窓口業務を委託業者をお願いしております、その委託業者のほうで、御意見というか、アンケート調査というのは、今年度でしたか、やっています。

病院として何かやっているかということ

なのですが、一応、御意見箱みたいなものを1階と2階、入院の食事を取るところ、休憩するところというのですか、そこに、御意見箱を置かせていただいて、その中に、例えば、待ち時間が長いだとか、先生の対応が悪かっただとか、看護師の対応が悪かっただとか、逆に、こういったところが、すごく素晴らしかったよだとか、そういった意見をいただくような、そういった機会を設けております。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 御意見箱の設置、大変いいことだと思うのですが、それはフィードバックされていますか、町民に、張り出したり、こういうことがあって、こういうふうに対応しましたよということまでしていますでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 川島病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

お答えいたします。

現在のところ、そのフィードバック、町民に対するフィードバックというのはしておりません。

ただ、個別に、例えばお名前があったり、そういった場合は、個別で対応をさせていただいているところです。

あと、内部の職員については、毎月1回運営会議ですとか、そういった会議も開催されますので、その中で報告したり、あとは直接、個人であれば、その個人に対して職場長のほうから、そういったことがありましたよということで、お話をさせていただいております。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 丁寧な対応をされているようですので、ぜひ、出せるものであれば、少し町民に張り紙でもいいので、出していただけると、あ、国保病院は

こんなふうにしてくれるのだと、何かあったときに、言えば対応してくれるよねと、そういうのが町民に伝わると思うのです。その辺を少し、もしよかったら取り入れていただければなというふうに、取り入れられる問題であれば、出せない問題も中にはあると思いますが、そういうのもいいのかなという、私の提案です。

そして、その待ち時間対策なのですが、電子カルテの導入というところで、お金は、かなりかかることだと思います、病院単位でやるとなると。ただ、もう確実に、人員も、もしかしたら人員も事務のほうは削減できるかもしれない、電子カルテを取り入れた場合には。その辺のこともありますし、確実に時間は短くなります。診療が終わってからの時間が長いというような話も聞いております、それは。その辺はいかがでしょうか、検討はされていますか。

○議長（高橋秀樹君） 川島病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）
お答えいたします。

電子カルテについては、国のほうで、2030年までに、国内全部の医療機関で電子カルテ化ということで、今、目標を掲げております。

その中で、当院については、電子カルテのその中の一部というのですか、例えば、オーダーリングシステムというのを導入していたり、あと、データ提出加算という電子カルテをするために加算を取らなければならないというのがあるのですが、それも今年の4月から取るようにしています。

それなので、導入する環境は整っているのですが、いかにせんお金がかかるということで、特に、入院を持っていると、例えば、クリニックですとか、外来機能だけであると、それほどお金がかからないということをお聞きしておりますが、今のところ、この電子カルテ化にかかる経費というのが、ざっくり言うと9,000万ぐらい、それぐらいかかってくると。当然、有利な

調整交付金、国の調整交付金ですとか、そういったものとか、過疎債ということの活用を考えておりますが、あと今後、国のほうでも電子カルテの標準化、そういったことも今考えているようですので、その標準化のタイミングに合わせながら、また、今回の第7次総合計画の中で、令和10年でしたか、令和10年度に電子カルテ化ということで計上をしておりますので、それも含めて、これから電子カルテ化については取り組んでいかなければならないのかなと思っております。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。国を挙げて、目標を決めてやっているということで、安心いたしました。他病院に関しては、この電子カルテを取り入れるということだけではなくて、それを取り入れることで、看護師にもパソコンを与えて、患者回りをするときに、パソコンに全部データを打ち込んでいくと。そうすると、普通ならば部屋回りをして、詰所に帰って、記録をして、それを医師が見て状態が分かった、それが全くないわけですね。そういう時間の削減にもなるし、看護師のそういう事故、医療事故も起きなくなる、起きなくなるというか、起きづらくなる。いろいろな方面で、やはり、そういうものがよくなってくると思うので、まずは電子カルテ導入に向けてちょっと頑張っていただきたいなと思います。お金のかかることで、それほど簡単にはいかないと思いますが、スタッフのそういう知識、そういう教育も含まれてくると思います。なかなか大変かと思いますが、分かりました。

では、アドバイザーの話が出ておりました。実績のある病院経営アドバイザーの活用というふうになっております。これをもう少し詳しく、実績のあるというところがちょっと気になりますので、詳しく教えて

ください。

○議長（高橋秀樹君） 川島病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

お答えいたします。

実績のあるというか、アドバイザー、これは、例えば経営コンサルタントというのがあると思います。単に、例えば分析の数値ですとか、そういったものを叩き台みたいな形で作っていただいて、それを報告するという形のアドバイザーを考えておりません。実際に、病院のほうに入っていて、その中の経営改善を病院の中から一緒に取り組んでいただくと。

それなので、数値的なものは当然そうなのですけども、そういったことで、その数値的なもの以外にも病院の経営強化ということでつながるもの、例えば細かいことでいくと、この町長の答弁書にも書いてありますが、例えば加算の取り漏れだとか、そういった部分ですとか、本当に病院の、先ほどの接遇だとか、待ち時間の対応だとか、そういったことも含めて、これはアドバイザー、まだ決定していないので詳しく申し上げることができないのですが、道内の公立病院でも4か所、既に入っている、当院よりもちょっと規模の大きいところなのですが、実際、管内でも入られているということで、全国の公立病院に入られて、いろいろ知見もある方ということで、その方に忙しい中、何とか当院の立て直しのために協力していただきたいなということで、今、水面下でお話をさせていただいているところです。何とかこれが実現するように、その際は、恐らく予算の措置ということも、また出てくるとありますが、そのときには、また議会の皆さんの、投資ということで、中長期的に考えていただいて、ぜひ、御審議いただければなと思っております。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 楽しみです、そういう方が入るのは。どんどんよくなるのではないかと本当に嬉しいのですが、元に戻して悪いのですが、経営アドバイザーを入れる、でも、入ってきてもらって、言われたことをそのままというのもちよっとまずいと思うし、そうではないと思っています。アドバイザーを入れる、今までの中で、それぞれが勉強して、もちろん病院の方もみんなそうですし、考えていらっしゃると思います、経営のことは。その辺を、ちょっと少しお伺いしたいと思います。

プランの中にも書いてありますが、協議の経営形態の見直しということで、今、足寄町は、地方公営企業法の一部適用ということで、半分以上は、道内はそういう経営形態をされているというふうにお伺いしていますが、その中で、ちょっと気になることが、一部適用と全部適用のどこが違うのだということ、簡単に言うと、全部適用になると、人事や給与、労務管理業務を病院単独で行わなくてはいけないというふうに書いてあります。これが、いいことなのか、悪いことなのか、どっちもメリット・デメリットがあると思いますが、その辺のことをちょっとお伺いしたいのですが。もし、そういうことも、コンサルタントが入ることなので、そこら辺のことも含まれて、これから考えていかれると思うのですが、今現時点で、何か問題があるかと一部適用で、替えたほうがいいのか、替えないほうがいいのか、ちょっと今のお気持ちとか、お伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 川島病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

お答えいたします。

当院は、今、一部適用ということで、全部適用といわれている部分はございます。全適、今、進藤議員が言われたとおり、人事を今までは町長部局ということで、町長のほうから院長も任命されてという形にな

るのですが、その辺の人事が、流動的に、自院でできるという部分だとか、そういったメリットもあります。

今、経営形態で申し上げますと、町長は、病院の今は開設者ということで、経営責任のある立場にあります。町長が、医療法上の病院管理者を院長に任命しているというような形で、今は、そういった形になっています。これを全部適用にしたからといって、いろいろな病院の調査というか、いろいろ調べたのですが、なかなか人事部分の部分は、確かにメリットがあるのですが、実際のところは、町の息がかかっているというか、そういった部分もあって、この一部適用を全部適用にすることについてのメリットというか、実際の結果というのは、なかなか見えづらい、見えていないということが、一般的に言われているということでございます。以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 本来は、独立行政法人化であるとか、やっている病院もありますので、その辺のことも、ちょっとお伺いしたかったところですが、それはちょっといいとして。

一般的なことで、一般的な自治体病院の経営上の一般的な課題、別に、足寄がそうだと言っているわけではないです。今の経営形態も含めて、ちょっと考えたときに、今、言われていました人事権、予算の権限が院長にないということの意味合いは、どうなのかなと、私は思うわけです。いいのか、悪いのか、どうなのかということと、あともう一つ、町長が責任の一番トップでございまして、何でもそうなのですが。町長が、病院とどういうふうに関わっていらっしゃるのかということと、どうしても私たちには見えづらいことが、一番トップは、町長だということも分かっている。村上院長が、一生懸命頑張っている。

しゃることもよく分かっています。ですが、その関連性ですね、どういうふうに会議に入っているのか、町長に対して。町長は、どうやって介入されているのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども、お願いします。

○議長（高橋秀樹君） 川島病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

私は、病院の立場からということで、病院運営上の課題ですとか、問題点、こういったものがありましたときに、その都度、院長と私で、もしくは、私単独で、随時報告だとか、相談を町長、副町長もそうなのですけれども、上げさせていただいている。あと、月に1回、先ほどお話ししたのですが、運営会議という会議があります。これは、病院の幹部職員が集まって、病院の運営上の問題点、課題だとか、そういったものを毎月、数字を出しながら、話し合う場なのですが、その会議結果を、必ず月1回、これは、副町長にも、町長の目にも入るように、決裁として上げているような、そういった形で今やっております。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 病院経営に関わる町長としての関わり方といった部分でありますけれども、今、事務長のほうからも話がありましたけれども、一定の、全てにわたって、こと細かく町長が病院に行って指示をしたりだとかというようなことは、当然のことながらできないので、やっていません。必要な事項、それぞれ、役場の中もそうですけれども、それぞれ課の中で必要などころは課長までで終わるところもありますし、それよりもこう必要に応じて、副町長であったり、町長というところまで話があったりとか、相談があったり、また決裁をしたりだとかということになってくるのかなというふうに思っています。

それと同じように、病院も基本的には、

病院の中で運営をしていただいている部分
はありますから、村上院長をトップに病院
の中の運営をしていただいていると。その
中で、村上院長と事務長の間で、いろい
ろな中身の協議がされたりだとかして、こ
れは、いろいろな相談だったり、協議だつ
たりとか、必要になるよということであ
れば、その都度、その都度、私のところ
に来ていただいたり、私が病院に行つた
りとかしながら、院長だとか、それから
、事務長だとかと一緒に話をさせていただ
いているということになっています。

また、先ほどもお話がありましたけれど
も、病院で開かれている毎月毎月の運営
会議の内容については、決裁として中身を見
させていただいて、先生方の動向であつ
たり、今の経営状況、それから、入院の患
者の数だったり、外来の患者の数だつたり
、ヒヤリハットだとか、いろいろな関係
の、それぞれの会議の中で話されている
中身については、毎月見させていただい
ているという形になっています。

その中で特に、何か問題があるだとか
、そういうようなことがあれば、私のほう
から話をすることになるかというふう
に思いますけれども、あまり病院の中身
にそれほど、直接私のほうから言うとい
うことは無いという、比較的、今の段階
でいけば、村上院長と川島事務長の中
で進めさせていただいているところであ
って、私のほうは、いろいろと外から、
外からという言い方もあれですけども
、見させていただいているというよう
な形になっているのかなというふうに思
っています。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子
君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。
町長はお忙しいので、やはり月に1回
の運営会議に出るというのは難しいで
すよね、難しい。はい、分かりました。

今は、川島事務長と村上院長、これ

先変わるかもしれませんが、その体制
が整っていて、そうするとうまく町長に
上がってくる。その体制が、もしちょっと
バランスが崩れたときが、私は怖いのか
なと。人を育てるのは、やはり大変だとい
うことですが、やはり病院の事務長は、
どう考えても難しいですね、専門家が
来るのであれば別ですが、それを決める
町長も大変かと思いますが、その事務
長が育っていく間のことを考えると、や
はりこの病院の経営が大変苦しい中、こ
ういう御時世の中、一番のネックは、
ネックと言いますか、事務長なのでは
ないかなと思うのです。それも一般的
な経営上の課題となって出ていますが
、言葉は悪いですが、非効率な経営と
、よく分からないのですが、事務職員
のローテーションで病院経営のノウ
ハウが蓄積されず、うまく引き継ぎが
できないとか、当然あることなのですが
、今まで、そういうことを考えて、外
から事務長を入れるとか、もしくは、
専門の人を事務長の上に部署として置
くとか、そういうようなことを検討され
たことはありますか。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答
弁。

○町長（渡辺俊一君） やはり病院
では、院長と事務長が、しっかりとタ
ッグを組んでやっていただかないとい
うのは、もう目に見えているところ
でありますし、今回、12月の初めに
、大学病院だとかにもいろいろと一緒
に行ってきましたけれども、その中
でもお話しされていたのは、やはり
院長と事務長がしっかりとしないと、
なかなか経営が大変ですよという
ような話も聞いてきているところで
あります。

足寄町の今までの、ずっと経過を見
ても、やはり、事務長と院長がしっ
かりと一緒にやっていただいている
という経過があるのかなというふう
に思っていますし、もっと言えば、
院長から、ぜひ、この事務長でな
ければとかというふうなときもあ

たのかなというふうにも思っています。

そういったことでいくと、次に、やはり、事務長は役場の職員で、専門職ではないので、一定程度何年かたつと替わるだとかというような人事異動がありますので、そういう形で替わっていくということになりますけれども、やはり、そのときに、どういう人をそこに配置するのかといった部分、やはり非常に気を遣うところなのかなというふうに考えています。

それで、今、お話しがあった事務長にそういう専門の病院の事務を経験しているような、例えば、民間の人だとか、そういった人たちを採用するかどうかというところを検討したことについては、私は、時間的には短いですが、その中では、ずっと川島事務長にお願いをしているので、それを検討したことはございません。過去も多分、ずっと役場の職員が異動で回っていくという形で事務長になっていますので、多分、よそというか、外からそういう事務長の職の人を採用とかというようなことを検討したことはないのではないかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。事務長が交代したときに、フォローするような形で、元いた事務長が残るとか、いろいろやり方はいろいろあると思いますし、その辺のことは、多分されていくのだらうと思いますので、分かりました。

もう一つ、ちょっとお伺いしたいことが、課題の中の、ちょっとあまりなのですが、給与のことです、職員給与。これの、民間ではないので、公務員、地方公務員でという形でなっているのですが、今回の決算の中で、ちょっと額が上がっているのです。令和4年度と令和6年度の給与が1億円ぐらい、1億1,000万円増えているところ、これが、ちょっと気になった

もので、額が間違っていたら申し訳ないですが、よくよく見たのですが、1億1,000万円ぐらい給与の費用が上がっているのですが、その辺の説明をしていただいてよろしいでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 川島病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

お答えいたします。

決算の数字でいくと、恐らく、そういうことにはならないのかなと思っておりますが、多分、決算と予算を見られているのでしょうか、令和6年度の。決算、令和6年度の決算。令和6年度は、まだ決算は出ていないので。令和6年度の今の現状ですか。令和6年度の決算は、まだこれからなのですよね。今、令和6年度とおっしゃいました。ああ、これ、令和5年度と令和4年度。

よろしいですか。給与費の決算額ということですか、それで、よろしいですか。給与費の決算額は、令和4年度が6億7,863万8,648円。それで、令和5年度が6億8,703万8,604円ということで、差し引き幾らかな、一千……、1億円にはならないと思います、一千何百万円ということになるのかなと思うのですが。私、今、決算書を見ているのですよね。令和4年度と5年度の決算の給与費でよろしいですよ。決算書を見ているので間違いはないと思うのですが、令和4年度の給与費の決算額ですね。これは、6億7,863万8,648円。それで、令和5年度が6億8,703万8,604円ということになりますので、差額は、その数字にはならないかなと思いますが、1,000万円、ちょっと桁が違うのかなと思います。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） すみません、ちょっとダウンロードしたのが、もしかしたら違うのかもしれない、それは、違わないのであれば大丈夫です。あまりにも

ちょっと多いので、医者が一人増えたにしては、もしかしたら会計年度任用職員のいろいろなことがもうアップしているので、それも絡んでいるのかなと思ったのですけれども、分かりました、間違いです、それは結構です。

ただ、何で給与費が課題になるかと言ったら当たり前なのですが、民間などは、もし収益がなければ、給与はカット、給与というか、ボーナスはカットされるとか、そういうようなことができますので、それは、公務員にはできないので仕方がないですね、分かりました。すみません、私の間違いです。

では、記憶にも皆さんあると思うのですが、2019年、コロナの前、厚労省から全国の公立公的病院436病院の再編統合をということで、新聞に載りました。もうすごく病院はびっくりしたみたいですが、これも、これが、コロナで、再編といってもコロナの中でできるはずはないと思っていたので、頓挫しているのかなと私自身も思っていたのですが、進んでいるらしいです。2023年5月25日開催のワーキンググループの資料によりますと、2023年3月時点で、検証済みの医療機関、やりますよという検証済みの医療機関が253、436病院のうちの253、このうち146病院、58%が病床機能を見直す、95病院、38%が許可病床を見直す、37病院、15%が医療機関の役割を見直す、33病院、13%が再編を実施するとそれぞれ動いているらしいです。国に言われたからなのかもしれませんが、こういうように再編が進んでいるということです。

足寄町が、コンサルタントを入れて、これから考えていく中で、病院再編というのは、北海道のこの広い地域で再編するのはなかなか難しいし、必要でなければなくていいのですけれども、この病院再編についてのお考えを、今現時点でのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 川島病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

私の立場からお話しさせていただきますが、たしか再編ということで、厚労省から全国の病院が出て、管内でも半分ぐらいですか、病院が対象になったということで、当院は、たまたまそこには載っていなかったということで、それも、回復期病院ということで当院のほうでは報告を上げておりますので、ほとんどが急性期病院として、13対1ですとか、10対1ですとか、そういったところが対象になったというだけの話で、当院も、いつそこに載ってもおかしくないような状況であったのは間違いないです。

今後、再編統合問題というのは非常に重要なポイントかなと思っています。国のほうは、とにかく社会保障費が増大しているという、この社会保障費を減らすために、あの手この手で病院を再編統合ということの方向性になっています。

ただ、北海道、御存じのとおり広い、特に、足寄町なんかは、もう本当に香川県に匹敵するぐらいの面積を有していると。本州の事情と違って、その隣の、例えば、橋を渡ったら隣の町の役場があるとか、病院があるとか、そういった事情にありません。やはり、昨日もお話したのですが、この広い町で、しかも高齢化率が高くて、そこで、例えば、病院がこう、うちの病院がなくなって、帯広に通うようになったときに、本当にそこに住むことができないということもありますので、確かに国のほうでは、そういった方針ではありますが、当院としては、昨日も言ったのですけれども、持続可能な形、今の病院のベッド数60床、これがいいかどうかということは、今のところはまだ何とも言えませんが、今年は、町内の老健施設が廃止になったとか、そういった一定の受け皿としての役割もあるということで、今年は、もう特に動いておりませんが、来年は、特別養護老人ホーム

も出来上がると。町内の福祉施設の、今、空きもあるということも含めて、医療と介護・保健・福祉連携システム、これが、一定の年数を経過しているの、やはり来年あたり、特別養護老人ホームが完成した時点で、今、アドバイザーも入ってきますので、そういった総合的な中で、当院のベッドの在り方だとか、全体の仕組みの中で考えていかなければならないのかなと思っています。

あと、例えばベッドを単純に減らすだけではなくて、例えば60床あるうちのナースステーションから離れた部分、12床ですか、それを何かに転換できないのかですか、例えばそれを個室にするだとか、いろいろありますよね。そういったことも、我々の机上の中ではいろいろ考えて、やはり人的な部分であったり、その施設基準を取るためのいろいろな制約があって、なかなかできなかったという部分もあります。

ただ、それはあくまでも机上で考えていたことなので、この辺も、やはり病院経営に詳しいアドバイザーの方に、何かヒントがあるかもしれないということで、そういったことも含めて、今回、本腰を入れてやるという方向にありますので、病院の立場としては、そういった形で御説明させていただきます。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 川島事務長が、全部まとめていただいてありがとうございます。私の思っていることも、全部まとめていただきましたが、今、その中で、12床をほかのものにできないかというようなお話がちらっとありましたが、介護医療院というのが2018年にできて、なぜそういうところできたのかというと、医療と介護を分けようということで、こういうような形を取ってきているけれども、1人の人間が、分けられない人はいっぱいいるわ

けです。医療が終わってから、はい、介護の施設と、そこをうまく移動できない方もいっぱいいらっしゃいます。そういう人たちの受け皿をとということで、介護医療院というのが、どんどん増えているという。

それなので、民間のアニカでしたか、足寄町にもできまして、これから軌道に乗ってくのかもしれませんが、民間のそういう施設、病院と、もちろん、あづまもそうですし、いろいろなところと自治体の病院は連携を取りながら、患者を取り合うわけではなくて、うまくベッドを使っていく方法を、コンサルタントが入りますので、そこで考えていただければなと思っていたのですが、やはり、考えていらっしゃるということで安心いたしました。ぜひ、両方に関わっている、医療と介護が両方必要だという人の受け皿を作っていただきたい、特別養護老人ホームは、そうはなりませんので。でも、考えていただけているということで安心いたしました。

今まで、いろいろと詳しく、詳しくすぎるほど質問してしまいましたが、これからコンサルタントを入れる中で、専門なので分かると思うのですが、やはり自治体、役場と病院と、地域医療というのは役場と病院とだけではなくて、やはり町民の意見、その三者が一緒にならないと、絶対いいものは出来上がらないと思うのです。

例えば、コンサルタントが入って、人口もどんどん少なくなっていったって、有床診療所になったとしても、それは勝手に町がやった、勝手に病院がやったでは、やはり町民は納得いかないわけですね、お分かりになっていると思いますが。やはり、町民の意見をコンサルタントを入れると同時に、どんどん聞ける、こちらの情報も与えて、町民の意見も聞ける、その対話の場を、やはりこれから先、私は持っていっていただきたい。本当ならば、そういう気持ちを持った町民から、町民自ら勉強して、そういう団体を組んで、アプローチしてく

れるのが本当はいいと思うのですけれども、なかなか病院の経営というのは難しい。いくら勉強しても、頭でっかちになって、本当にそうなのと、自問自答しながらの今日は私、一般質問でした。そういうところに町民の意見を持ってこさせるのが、すごく難しいと思うのですよね。それなので、ほんの1年に1回でもいいから、その対話の場を持っていただきたいなというふうに思っております。住民の意見、理解がないと本当に住みづらい町です。意見があって、縮小化したのであれば、町民は納得するのだと思いますね、これから。その辺はいかがでしょうか。町長に、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 今まで、いろいろと御議論もあって、先ほど、川島事務長のほうからも話がありましたけれども、やはり病院が地域にあって、それで初めて、住民の人たちも安心して過ごすことができるというのは、間違いないことだというふうに思っています。

ただ、どうしても専門の病院だとか、そういうことで考えていくと、地元にはないということで、ほかに行かざるを得ない、帯広の病院にも行かなければならないとかということが起きるのだろうというふうに思います。

ただ、基本的には、お腹が痛くなったり、風邪をひいたり、ちょっと怪我したとかといったところの、そういうものについては、できるだけ近いところで医者にかかれる、そういう場所が、やはり必要だというのは、誰もが思うところだというふうに思っています。

ただ、先ほどもいろいろと経営の問題だとか、いろいろ話がありましたけれども、やはり当然、そこにはお金の問題も出てくるわけで、そういう体制はきちんと必要だけれども、それが幾らでも赤字になってもいいのかということにはなっていないわ

けで、それには、いろいろな努力も必要になるというふうに思っています。そこは、これからアドバイザーなども入れるようなことも計画しながら、そういう中で、いろいろな取組をして、よりよい病院の経営というか、地元の人たち、住民の人たちにも喜んでもらえるような経営をしていけるような、運営がしていけるような、そういう病院になっていけばというふうに考えているところであります。

やはり、住民の人たちが、先ほど御意見箱でしたか、の話もありましたけれども、何を望んでいるかというの、これも大事な話だというふうに思っています、病院に何を望むのかというところ。ただ、住民の方たちの望んでいることに十分答えられるかどうかというのを、それは、その中で考えなければならない部分もあって、全てにわたってお応えできるということにもならないのかなと。そういったところをいろいろお話ししながら、納得していただいて、こういう病院の経営なのだよといったところに結びついていけばいいのかなというふうに思っているところであります。

最近、やっと病院のほうも体制も整ったりとかしながら、出前講座ですとか、講演会だとか、そういうのを開く機会もできてきたというところもあって、そういう、いろいろと町民の人たちと病院の職員たちが顔を合わせる機会もできてきているというところもあって、いろんなところで、いろいろと町民の皆さんからの声をいただく、そういう場もできてきているのかなというふうに考えておりますので、引き続き、そういう、町民の人たちが安心して、いつまでも住み慣れた場所で病院にもかかれる、生活できる、そういう形のまちづくりというのをしていかなければならないかなと考えているところであります。ちょっと答えになったかどうか分かりませんが、以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子

君。

○10番（進藤晴子君） ありがとうございます。地方自治体は、住民の福祉の増進、これが一番でございます、これが使命であります、そういう組織だと思っております。そのために、今、一生懸命、皆さん頑張っていられっやと思います。安心して住み続けられる足寄町、今、町長のほうから言われましたが、医療、そして、今回は、足寄町国保病院に特化して質問させていただきましたが、要になっていますので、地域包括という考え方が、地域では、今どうなっているのだろうと思ったときに、いや、そんなことできないよというところが、どんどん出てきていると聞いております。国の求めているものが、地方ではそれはできない、これだけの人数で、どうやってそれをやるのだというところが出てきております。

その中でも、足寄町も、先ほど言いましたが、老健がなくなり、そして、いろいろ、診療所も一つなくなり、いろいろと変わってきております。それなので、もう一度、特別養護老人ホームができるこの時期に、もう一回考え直すというか、見つめ直して、みんなで安心して住み続けられる足寄町になっていければなと、まちづくりも考えております。町づくり対策で民間が動いておりますが、病院・介護に関しては、やはり別枠で考えていくべき大きなことではないかなというふうに私は思います。町民の受療の権利、診察の権利、健康の権利を保障するために、我が足寄町は、どう進んでいくのだろうかということが気になるところであります。

もう一度、統括で、町長のほうからお話を伺いたいと思います。介護も含めてよろしくお願いします。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 町民の人たちが、いつまでも安心して、住み慣れた足寄町で暮らしていけるという、そういうまちづく

りというのをしていかなければならないというふうに考えています。足寄町は、医療中心として、介護・保健・福祉の連携システムというのも、私の前の安久津町長の時代に確立しながら進めてきているところであって、そういう取組を今までもしてきているということでもあります。時間が経過することによって、人も変わり、状況も変わりというようなことで、少しずつその中身も変わってくるのかなというふうに思っています。

ですから、やはりその時代、時代に合った、その時代、時代に合っているけれども、持続可能なという、そういった取組を今後もしていかなければならないというふうに考えています。

医療、それから介護というのは、これからの高齢化が進んでいく町としては、やはり、一番考えていかなければならない課題だというふうに思っておりますので、この辺りは、総合計画の中でも、いろいろと課題もありますし、今後取り組んでいかなければならない問題というのもありますので、また引き続き、そういった取組をしていかなければならないというふうに考えているところであります。

また、人手不足という時代にもなっていますので、やはり介護人材だったり、看護人材だったりという、そういったものにも、きちんと取り組んでいかなければ、やはり根幹となるところは、その働き手というか、担い手が大事でありますので、そういったところも含めて、今後も検討し、また議会の皆さんとも協議しながら、進めさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 長いことありがとうございました。これで一般質問を終わ

ります。ありがとうございます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、10番進藤晴子君の一般質問を終わります。

昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問から行います。

5番田利正文君。

（5番田利正文君 登壇）

○5番（田利正文君） 昨日に引き続き、一般質問させていただきます。5点目から入ります。

昨日、言い忘れたのですが、農村部でお会いした90代半ばの女性の独居の方、こんな話されていたのです。もうここにいる必要もないと、それで、早く逝きたいのだけれども、なかなか迎えに来てくれないんだよねという話をしたのです。まさか、そうですね、早くお迎え来るといいですねとは言えませんでした。それが一つです。

もう一つは、市街に住んでいる方で、これも90代半ばの方です、こちらは男性です。膝が痛くて通院しているのですが、痛み止めと湿布をもらっていると、だけれども、症状は取れないという話をしていたので、私が、いついつには、帯広の、いわば、整形外科に行きますので、一緒に行ってみませんかという話をしたのです。そうすると、お願いするかなという話をしていたのです。それで、明日行くよということで、前の日になってから、明日の何時に迎えに行きますけれども、いいですかという電話をしたら、いや、少しよくなったのでいいですと断ってきたのです。よくなるはずないですよ。だから、遠慮されたと思うのですよね。約95歳ですが、私も、私より20年上の先輩です、そうい

う方たちにこういう発言をさせるというのは、「住み慣れた町で安心して暮らし続けられるように」というふうに言っている町としては、非常に悲しいのではないかという思いがあるのです。

それで、話を進めたいと思うのですが、社会福祉協議会の外出支援サービスの利用状況について、どうなっているのかというのをお聞きしたいと思います。なぜかという、必要なときに、気兼ねなしに利用できるということが、やはり大事だと思うのです。そういった意味で、利用状況をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 森岡福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

社会福祉協議会で実施しております外出支援サービスの昨年度の利用実績でございますが、148件、229人の方が利用されております。中では、町外の御利用の方は、92件、96人の方が利用されている状況になっております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） それで、昨日ちょっと聞いて、またダブってしまうと思うのですが、一定の条件があると言っていましたよね。公共交通機関で行ける方は、駄目だと、駄目だとは言わないのですけれども、そういう条件があると言っていましたけれども、例えば、私、昨日言いましたように、バスで行きましたら往復7時間必要なのです。それには、自分自身で考えたら、ちょっと無理だろうと。物理的には歩けないわけではないから、バスに乗っていけないことはない。そういうときに、個人の判断で、社会福祉協議会の支援システムにお願いしますと言ったときには、それは、受けてもらえるものでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 森岡福祉課長、答

弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

先日の質問の際にもお答えしておりますが、時間的な形での利用の制約という部分については定めておりません。

ただ、そういった部分での要件、時間が長いから逆に使えるというような要件ではありません。単独で外出が困難であって、自ら移動手段を確保できない、家族等の支援も得られないような方々という部分の中で、困窮をされている方について、御利用をいただくというものでございまして、予約をしていただいて、ドライバーの確保、車の空き状況等を見ながら、社会福祉協議会のほうで利用を許可するような形になっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5 番田利正文君。

○5 番（田利正文君） それで、例えばですけれども、私が、病院に行くならば、行くならばというか、そういうふうに行っているのですけれども、1 か所ではなくて、どうせ行くのだから、1 日つぶれるのだから、もう 1 か所行くというふうにするわけですよね。そういう場合には、もう 1 か所、回ってくれるということも可能なかどうか。その辺はどうでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 森岡福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

帯広等に行きますと、大体 1 日ぐらいの感覚で、移送がされるような形、もしくは、半日ちょっとかかるような形になります。そういった中で、時間的な部分、次の車両の利用状況がないとか、そういった部分を社会福祉協議会のほうで判断をしていただいて、事前に申し込みをした段階で 2 か所回ることが可能だとか、そういったことが判断されるかと思えます。

ただ、それが朝一、例えば 9 時から、9

時の受診、そして、遅く 4 時からの受診とかという間隔が非常に長くなる場合等については、予約の段階で、社会福祉協議会のほうにその旨をお伝えするという形になりますので、基本的には、事前に申し込みをいただいて、その状況を確認をしていただくというような形になろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5 番田利正文君。

○5 番（田利正文君） 今、お聞きしたら 148 件、年間ですよ、使われていると思うのですけれども、これに漏れている方も結構いらっしゃるのだと思うのです。漏れている方っておかしいのですけれども。私、昨日、南町に住んでいる方という事例でお話したのですけれども、ああいう方には、多分、この情報が伝わっていないのではないかと思います。もし伝わっていれば、苦勞して友人、知人を探して、朝 6 時のバス停まで送ってくださいという話をしなくても、よかったのだと思うのですけれども。それがなくて、いよいよ困って、タクシー会社に電話したら、そんなに早くはやっていませんと受け付けられなかったとかと言っていましたので、相当悩んでいたみたいなのだと思います。

それで、その 148 件が、多いのか少ないのか分かりませんが、私が今、ここで一番最後にお聞きしたいのは、高齢者の方でなくても、体に不自由がある方もそうですけれども、自宅の玄関から病院の玄関までやっぱり送迎をきちんとしてもらえると、しかも、予約をしておけば比較的自由な時間帯で行けると。自由というか、これは、予約したいのだけれども、それは駄目だよとはねられるのではなくて、ある程度、予約の要求が通るという感じでしょうか、そんな感じであるようにする必要があるのでかなという思いがありまして。近隣の自治体と帯広市、それから、地元の業者と帯広の業者、それから、役場の各部署と

の連携で、そういうシステムをきちんとつくれないだろうかという思いがあるのです。これはまた、6番目の質問と絡むのですけれども。そんなことをちょっと検討されているのかどうかという、あるいは、必要性というのはどうでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 森岡福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

まず、社会福祉協議会のほうでも、基本的には、職員の方の出勤時間等もございまして、この制度につきましては、原則的な部分でございますけれども、基本的には月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時30分までを利用できる期間というふうにさせていただいている状況でございます。

それなので、6時だとかというような時間帯については、なかなか利用できるかどうかという部分にはなろうかと思っておりますけれども、先日もお話がありました、バスで行く場合には6時だとかという部分があります。そういった部分ではなく、受診時間に合わせた形で御相談いただく中で、もしかしたら時間的には、それほど早く行かなくてもいいというような形になるのではないかなと思いますので、そこは、個別に御相談という形になろうかと思っております。

そういった通院的なサービスについては、近隣の町村だとか、運送業者と協議をしているかという部分でございますが、今の段階では、そういった協議はしておりません。現在のところ、この社会福祉協議会で実施している移動サービスを御活用していただくということで、皆様に御利用いただくということでお願いしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 足寄出発9時ということを前提でいけばいいということでは

ね。私が、昨日言ったみたいに、足寄出発を6時のバスで乗っていくと、国立病院に8時半に着くので、そういう発想は駄目だということですね。あくまでも、9時から5時40分までの間です。

○議長（高橋秀樹君） 森岡福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

受診時間だとかそういった部分を、8時半に受診が開始されるのかどうか、予約がされているのかどうかというのも分からない状況でございますが、基本的には、先ほども言いました時間帯での運用をしておりますということで、あとは、その病院との受診時間の関係で、折り合いがつくのか、もしかしたら、病院のほうに8時半からの受診は、なかなかないかと思うのですけれども、予約をされていて、例えば、9時だとかということであれば、こちらから行くのに1時間半程度かかるのでということで、逆算をして9時からであれば7時半ですか、そういったことが可能かどうかという部分を社会福祉協議会と相談をしていただく。もし、それが難しいということになれば、大変申し訳ないですけれども、病院の受診時間を逆にちょっと調整をしていただくというような形になるかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 基本的なことですが、その車には対人・対物、そうした保険は全部入っているのですよね。だから、ボランティアの運転手が責任問われることはないのですよね。

○議長（高橋秀樹君） 森岡福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

基本的には、その車両損害補償については、加入しておりますので、運転手が個人

的な責任をとる形にはならないというような状況になっております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5 番田利正文君。

○5 番（田利正文君） 6 点目に行きます。

昨日の町長の答弁で、コミュニティバスを利用させていただきたいというふうに、たしか答弁であったと思うのです。それで、ごめんなさい、原稿がどこに行ったか分からないのだけでも。議会報告会の話の中で、ある団体というのか、グループなのか分かりませんが、こういう催しをやりたいと、例えば、西町コミュニティセンターのところでやりたいとか、北のコミュニティセンターでやりたいとかとなったときに、誰々さんにも声をかけたいと、実際に声をかけた。そしたら、もちろん、その方は足がない、車がないので、コミュニティバスで来ようとするわけです。そうすると、40分かかるといいます、コミュニティバスで来ると。その方が、どこにいるかという場所によるのですけれども。それで、40分かかるといって断られるケースが多いという。それは、その方だけではなくて、ほかの地域でも、それはあるのです。コミュニティバスで行くのは、ちょっときついわと。目的地に行くのであれば、車なら5分で行きますよね、町内。それが、5分で行くところを40分かけて行くわけですから、それが、きついと言うのです。

それで、福祉タクシーを活用できないかとふと思ったのですけれども、福祉タクシーは、あくまでも、障がい者と高齢者のための、福祉のためのタクシーであって、規定があるから無理なのということなのでしょうけれども、現在の福祉タクシーの活用状況といいますか、それと、利用する場合の、このようにして申し込むのだという、その二つについて、ちょっとお聞きしたいと思うのですけれども。

○議長（高橋秀樹君） 森岡福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

現在、福祉タクシーという名称の活動という部分は、実はなくて、先日の答弁の中でもお話ししています、今現在、タクシーで、実質タクシーを使っているという部分については、高齢者・障がい者等の通院支援事業における乗合タクシーという形になっております。

そちらのほうの利用実績でいきますと、昨年度につきましては、年間240回、延べ人数で349人という形になっております。こちらのほうについては、先ほどから申し上げているとおり、高齢者・障がい者等の通院支援でございますので、事前に登録をしていただいて、そして、利用される場合については、その登録者がタクシー会社のほうに事前予約をしていただいて乗るというような形になってございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5 番田利正文君。

○5 番（田利正文君） それで、いつまでもこの足寄町で住み続けていられるように、「住み慣れた町で安心して暮らし続けられるように」ということで、なっているわけですが、そのためには、昨日質問した項目のところの老人クラブの問題ですとか、独居老人の問題とか、色々ありましたけれども、それらを含めて、きちんとカバーできてというか、交流できていくということが必要だと思うのです。そのときに、車はない、免許は返納してないけれども、体は元気だと。多少、足は弱いけれども、口は達者だという方は、たくさんいらっしゃると思いますよね。そういう方が、交流しないで、家に閉じ籠もっていると、どんどん、どんどん、ますます弱っていくのですよね。それで、どんどん地域に出て行って、交流していくというふうに必要だと思うのです。そのための、足の確保は絶対に

必要だと思う。それが、今、福祉課長が言われた240回使われているのですけれども、これは、あくまでも通院ですけれども、それ以外の、先ほど私が言ったように、いろいろな集いとかなんとかというものに、参加できるような仕組みが欲しいと思うのです。あるいは、私が欲しいのではなくて、必要だと思うのですけれども。その辺については、どうでしょうか。

それで、たまたま思いついたのが、今、その乗合タクシーです。それを、そういう病院に行くわけではないけれども、そういう寄り合いに行くときに活用できないか、活用できたら、一番いいのかなと思ったものですから、その辺の転用というのでしょうか、そういうことができないかという思いで、お聞きしているのですけれども。

○議長（高橋秀樹君） 森岡福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

各コミュニティセンターで、各々のサークル活動という部分は、不定期で数も多くされているかと思います。当然、介護予防だとか、そういったものに資するためには、そういった集いの場を多く持っていたいて、コミュニケーションを取っていただきたいという部分もありまして、私どもとしまして、役場裏にあります高齢者等複合施設に地域交流施設を設けて、そちらのほうで、最終的には、コミュニティバスを使って来ていただくことが可能として、交流を持てるような活動をしておりまして、そういった活動の場も提供させていただいている状況でございます。

そういった中で、各々のサークル活動だとか、そういった部分の足の確保というふうになりますと、やはり、回数だとか、日時だとかが不定期になりますので、そこを今の通院等に使っている乗合タクシーを、また転用ということにしますと、時間帯等が合わないという部分が出てきますので、

今、これ、民間事業者のほうに委託をかけているわけなのですけれども、別途、またそういったことを考えていくという形に、新たな事業制度というふうにしなければ、きっと、転用という形ではちょっと対応がしかねるのかなというふうに感じているところでございます。

ですから、今現在、そういった部分での転用というのは難しいかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） その辺は、素人なものですから。以前、乗合タクシーの関係で、病院機関にかかる場合はというのでありましたよね。そのときには、歯科医院とか、整骨院は入っていなかったのです。この場所で私が何回か質問をして、それが直ったのですけど、直ったという言い方はおかしいのですけれども、歯科医院とか整骨院だって、多くの方がかかるわけですから、それを医療機関から外さないで入れるべきでないかという話をしたのです。それは、通りましたよね。

だからというわけではないのですけれども、そういうふうに単純に、もし、町の側の規定というのですか、取扱規程を変えれば、今言ったような高齢者たちが、もう少し気楽に使えるものにできるのかなと、いわば、転用と私言いましたが、正しいかどうか分かりませんが、そういうことはできるのかなと思ったのですね。できないのであれば、別のことを考えなければならないのですけれども。それは無理だということでしょうか、改めて聞きますけれども。

○議長（高橋秀樹君） 森岡福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

今、運行しています高齢者・障がい者の皆さんに使っていただいています乗合タク

シーにつきましては、実は、運行日のことを先ほどお話をしていますが、運行時間についてもある程度決めておりまして、そこで、民間事業者様と契約をしている状況でございます。そういった部分で運行時間が、おおむね午前8時半出発で、帰りが午前11時30分ということで、午前中での運行というような形になっております。集いの活動だとかという部分につきましては、多分、午後からとか、午前だとか、様々な時間帯が想定されます。そういったふうになりますと、今の部分の転用というのは、なかなか難しい状況かなというふうに判断しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 私が聞きたいのは、難しいというのは分かりました、その民間業者との関係で、それを変えるということも難しいということでしょうか。民間業者の営業形態から含めてという意味でしょうか。あるいは、または経費の問題も含めてでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 森岡福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

まずは、先ほど言いましたように、今の契約形態の部分でいきますと、午前中運行という形になっておりますので、午後からだとかそれ以外の部分につきましては、まず、業務量が増えるという部分で、経費の部分では増えてくるであろうということが想定されます。

あと、そういった丸1日、もしかしたら運行がされるというような状況になれば、丸1日の民間事業者では、借上げという形に実質なりますので、そういった部分も、運転手の人材の確保だとか、そういった部分も含めてどうなるかというのは、まだ民間事業者と、そこまで詳細的な部分は詰めておりませんが、そういった部分、今、人

材不足が叫ばれている中でどうなるかというのは、ちょっとはかりかねるところかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） そういう条件があるということは、分かります。

けれども、できないということではないですよ、まだ聞いていないわけですから。私が聞きたいのは、そこなのです。町として、そういうことをやろうという方向で、考え方の転換をできるかということを知りたい。やろうと思ったけれども、だけれども、実際に業者をお願いしたら、それはもう全然無理だよと、今は、ドライバーはいないし、車もないからできないよと言われるのとは、また別のものですよね。そのところを、まずお聞きしたかったのですけれども。

○議長（高橋秀樹君） 副町長、答弁。

○副町長（丸山晃徳君） 取組として拡大することの検討はできないことはないのですけれども、まず、御質問にあったコミュニティセンター等で開催される様々な取組、これがどのような目的で、どのような利用をされるか。また、一般的には、普通には、足寄タクシーがございまして、そこで普通の料金を払って利用されている方もいて、そことの兼ね合いもあって、町がどこまで、どの部分のところまで支援するかというところが非常に課題が大きくて、想定する金額も分からないし、想定する利用者も分からないところなので、今、できるできないというところで言ったら、田利議員の理論でいったら、できないわけではないだろうというお話かと思えますけれども、町としたら、これは慎重に考えなければいけない部分でございまして、その利用者ニーズ、ニーズはもう、ただで、いつでも利用できるのであれば、それはそれで利用したいというようなニーズ

は、完全にあると思いますけれども、今の利用と、本来の受益者負担の在り方等をいろいろ研究しなければいけないので、今ここで前向きにとかというところ、ちょっとお答えできないということで、福祉課長も、今後検討しますというところは言えないところかなというふうに考えていまして、私も、そういうところでございます。

○議長（高橋秀樹君） 5 番田利正文君。

○5 番（田利正文君） 分かりました。

それで、最後になると思うのですけれども、私、さっき言いましたように、近隣自治体との連携、それから帯広市との連携、それから地元の業者との連携、それから帯広の業者との連携、それから役場の各部署との連携、これらも含めて、そういう今言ったようなシステムを構築できないかという思いがあるのです。それについては、今、副町長が言われましたけれども、それは、今、乗合タクシーだけですよね。そうではなくて、それらも含めて、ひっくるめて、そういったことを検討する時期に来ているのではないかという思いがあるのですが、それはどうでしょうか。まだ、全く検討されていないのでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 総務課長、答弁。

○総務課長（保多紀江君） 帯広市とか、そちらに出かける話もありますし、今のその地域公共交通というものの、足寄町内だけでなく、バスとかございます。そちらの関係につきましては、地域公共交通の協議会がございまして、この民間のバス、路線バスの関係も含めまして、その路線を持っている路線の沿線の市町村、それと、バス事業者、タクシー事業者、それと陸運とかというような関係機関が集まった協議会がございまして、公共交通をこの後、どのように守っていくか、必要な方に、そういう公共交通の手段を提供するというような内容について協議をする場がございまして、そちらのほうで、今後、高齢化ですとか、そういうことにも対応するよ

うなことも含めながら検討するという場がございまして、今後、必要な対策を考えていかなければいけないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5 番田利正文君。

○5 番（田利正文君） 今、私が聞いたことですので、昨日、各議員にこれを配られたのです、自治体ワークスだか。この中に、今、私が言ったことを、既にこれ、実施されている、具体化されている自治体があるのです。三つほど、ここで紹介しています。

一つは、1 市 4 町で協力して、情報共有をして、そういう地域交通を運営して、黒字にしているという例だとか、あるいは、他部署との連携を深めながら、事業者とも協力してやるというふうにやっている。このところもやっているのです。それを、どういうふうに言っているかという、デマンドタクシーとか、デマンド乗合タクシーとか、デマンド方式交通システムとか、いろいろ言っているようですけれども、そういうのをやっているのです。15 年前というから、15 年前から相当研究されて、具体化してやってきているのです。それを、足寄町で単独でやると言ったら難しいでしょうから、それで、私先ほど言ったのですけれども、近隣町村と帯広市と、それから業者も含めて、あるいは、福祉課なり、教育委員会なり、住民課なり、建設課なりという、そういった他部署との連携も含めた上で、そういう協議の場が必要でないだろうかという思いがあったものですから、お聞きしたのです。

それで、ここの自治体ワークスの事例では、月に 1 回とか、定期的にそういう、役場の庁内で言えば、各部署同士で意見交換をやって、すぐ修正するとかいうのをやりながら、これまで 1 回も問題を起こさないできているとかという事例も挙げていたけれども、そんなことができるのでは

ないかという思いがあります。それで、足寄町独自のといいますか、十勝管内独自のといいますか、そういう公共システムを作り上げていく必要があるのではないだろうかという思いがあります。それでないと、町長が答弁で言われた、住み慣れた町でいつまでも住み続けたいと言わせるためには、かなり、ちょっと無理があると思うのです。しかも、免許を返納しなければ駄目ですね。目が駄目だ、瞬発力が駄目だとなったときに、当然、免許を返納しなければ駄目です。そうなったときに、免許を返納して、公共交通機関だけで帯広に通うということになったら、なかなか無理だと思うのです。

例えば、国保病院で、心臓も、それから頭もいろいろ診てくれると、あるいは、診てくれなくても、私みたいに国療で手術をした患者を、足寄の国保病院で、薬の調整をずっとできるというのならまた別ですけども。なかなかそうならなくて、2か月に一回行かなければならないという人たちが、結構いらっしゃると思うのです、足寄町に。結構あちこちで、病院で会うのですよね、いろいろなところに行って、足寄から来られた方。それぐらい、やはり行っているのです。それ行くときに、今は、まだ自分で運転できる場合、あるいは、家族が行ってくれる場合はまだいいのです。そうでなくなることが、間もなく来ます。そのときに、どうするかということが、多くの多分高齢者の方の不安だと思うのです。それを解消するためのシステムをどうするかというのは、すぐにはできませんから。今、言った方向で、先進事例もありますので、ぜひ研究していただいて、足寄独自のというか、十勝独自のといいますか、十勝北部地域の独自のそういう公共交通システムというのを作り出すために、どうしたらいいかという議論をしてほしいなと思うのですけれども、それはどうでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 副町長、答弁。

○副町長（丸山晃徳君） 今、田利議員が言われたような課題もあり、これまでも、地域公共交通の協議会等で検討しましたし、また、役場のほうでも検討してます。足寄町の特異のというか、足寄町の特性としては、やはり、1,400平方キロメートルで60キロ、40キロであって、車1台が例えば、茂足寄まで行ったら、もう片道1時間、何だかんでもう、車1台が1日1人のために使ってしまうとか。小さな自治体ですと、例えば、タクシーチケットを配布して、それは、せいぜい1メートルとか600円とか、1,000円以内で使われるので、では、月2枚でも交付しようとかというような話もあって、そういう狭い自治体でしたらいいのにねというようなところで、うちで、もしそれやったとき、枚数が足りないとか、距離がどうだとか、タクシーを呼んでも来ないとか、そういう課題もあって、それをやるための基盤整備というのが、非常に大事かなというところで、そこら辺も課題があると思います。帯広市とかも、民間の事業者に乗合タクシーとか、いろいろと過去にもお願いしていただけども、やはり、その台数の確保とか、それほどニーズがなかったりとか、距離の問題で乗り合いにならないかというところで、1回撤退してるというようなことも、私の記憶にございますし、足寄町の面積の中の、その近隣してる町村と連携するといっても、なかなか足寄町と連携して、お話をいただくのはいいのだけれども、その帯広なり本別、陸別の業者が、協力するとしても、どうやって協力するのというようなところもあるかなというところも、内輪の中では話がありました。

そんないろいろな課題がある中で、やはりデマンド交通というのが、これからの主流になるかなというところではありますけれども、なかなか先進地の有用な事例が、足寄町に当てはまるかというところ、なかなか厳しいところで、まだ引き続き、いろいろ

な研究をしながら、またＡＩなどでいろいろな仕組みとかもあるかと思しますので、あとは、田利議員が、そこに住んでいる方は、そこでずっと生活したいというようなお話もありますけど、町としては、可能でしたら、コンパクトシティとか、住替えというところもしていただいて、その方のやはりお気持ちもありますけれども、行政コストを下げるような仕組みというほうに向かっていければなと思います。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） ５番田利正文君。

○５番（田利正文君） 今、副町長が言われているとおりでと思います。ここに事例で載っているのは、例えば、琵琶湖を中心にして周りの沿線、鉄路がある、そして、鉄道の駅があるというところの市町村で協力しているとか、多分、ぐっと面積が小さくてやりやすいと思うのです。

ただ、その発想というか、アイデアは生かせるのではないかという思いがあるのです。それで、結論から言うと、私が、昨日言ったみたいに、利用したい方の玄関から、必要な病院までの入口までを送迎できるシステムを、どんな方法でもいいのだと思うのです。それができるためには、何ができるかということ、やはり議論してもらい必要があるのだと思う。この中では、行政だけでなく、業者が集まって、そういうシステムをやっているということも、ここに事例で挙がっているのです。

だから、そんなことを言われたって、そんな簡単にはいきませんが、いかないと、よく分かっていますけれども。どこかで、検討していかないと、住み慣れた町でという標語が、死んでしまうと思うのです。生かすためには、本当にきちんとしないと、本気で考えていかないと駄目な時期に来てるのではないかという思いがありまして、ぜひ、そのところをまた深めていただきたいという思いがあります。

これで終わります。ありがとうございます

した。

○議長（高橋秀樹君） これにて、５番田利正文君の一般質問を終わります。

これにて、一般質問を終了します。

ここで暫時休憩いたします。休憩中に、足寄町第７次総合計画審査特別委員会の開催を願います。

午後 １時３５分 休憩

午後 １時５５分 再開

○議長（高橋秀樹君） 会議を再開いたします。

ここで、暫時休憩します。

休憩中に議会運営委員会を開催をお願いいたします。

午後 １時５５分 休憩

午後 ２時１５分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議運結果報告

○議長（高橋秀樹君） 議会運営委員会委員長から会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長（進藤晴子君） ただいま開催されました議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

これより、本日の議事日程に追加し、１２月３日の本会議において、足寄町第７次総合計画審査特別委員会に付託し、会期中の審査となっておりました議案第７７号について、審査報告を受け、審議を行います。

次に、議案第８０号から議案第８６号までの令和６年度補正予算の提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、委員長の報告を終わります。

お諮りします。

足寄町議会総合条例第４５条の規定により、議案を別紙追加議事日程のとおり、日

程に追加し、審議することにしたと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり、日程に追加し、審議することに決定いたしました。

◎ 議案第 77 号

○議長（高橋秀樹君） 追加日程第 1 議案第 77 号足寄町第 7 次総合計画基本構想及び基本計画（令和 7 年度～令和 16 年度）についての件を議題とします。

本件における、足寄町第 7 次総合計画審査特別委員会委員長の報告は、別紙配布のとおりです。

本件に対する委員長の報告は、原案可決です。

これにて、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 77 号足寄町第 7 次総合計画基本構想及び基本計画（令和 7 年度～令和 16 年度）についての件を採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第 77 号足寄町第 7 次総合計画基本構想及び基本計画（令和 7 年度～令和 16 年度）についての件は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第 80 号から議案第 86 号まで

○議長（高橋秀樹君） 追加日程第 2 議案第 80 号令和 6 年度足寄町一般会計補正予算（第 8 号）から、追加日程第 8 議案第 86 号令和 6 年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）までの 7 件を一括議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長、渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第 80 号令和 6 年度足寄町一般会計補正予算（第 8 号）から、議案第 86 号令和 6 年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）まで一括提案理由を御説明申し上げます。補正予算書 1 ページをお願いいたします。

議案第 80 号令和 6 年度足寄町一般会計補正予算（第 8 号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7,466 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 105 億 3,512 万 1,000 円とするものでございます。

歳出の主なものから御説明申し上げます。20 ページをお願いいたします。

第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第 14 目企画振興費、第 18 節負担金、補助及び交付金におきまして、企業振興促進補助金といたしまして、1,380 万 6,000 円を計上いたしました。

24 ページをお願いいたします。

第 3 款民生費、第 1 項社会福祉費、第 1 目社会福祉総務費、第 19 節扶助費におき

まして、障害者自立支援給付費といたしまして3,624万2,000円を、障害者医療費として1,107万2,000円を、障害者地域生活支援給付費として276万7,000円をそれぞれ計上いたしました。第5目後期高齢者医療費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、療養給付費負担金といたしまして1,310万3,000円を、第27節繰出金におきまして、後期高齢者医療特別会計繰出金といたしまして502万5,000円をそれぞれ減額いたしました。

26ページにかけてですが、第2項老人福祉費、第1目老人福祉総務費、第22節償還金、利子及び割引料におきまして、返還金といたしまして741万9,000円を計上いたしました。

26ページ、第4目介護サービス事業助成費、第27節繰出金におきまして、介護サービス事業特別会計繰出金といたしまして4,308万円を減額いたしました。

28ページにかけてですが、第3項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、第19節扶助費におきまして、児童手当といたしまして977万円を計上いたしました。

28ページ、第3目子どもセンター運営費、第12節委託料におきまして、子どもセンターボイラー不凍液交換業務といたしまして752万4,000円を減額いたしました。

32ページをお願いいたします。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目患者輸送車管理費、第17節備品購入費におきまして、患者輸送車といたしまして1,124万2,000円を減額いたしました。

第4項病院費、第1目病院費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、不採算地区病院運営経費負担金といたしまして2,980万円を計上いたしました。

36ページをお願いいたします。

第6款農林水産業費、第2項林業費、第

1目林業振興費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、豊かな森づくり推進事業補助金といたしまして639万9,000円を計上いたしました。

40ページをお願いいたします。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、第2目道路管理費におきまして、街路灯維持管理費といたしまして光熱水費433万5,000円を計上いたしました。第4目臨時地方道整備事業費、第14節工事請負費におきまして、下愛冠1丁目7号通整備工事など合わせて1,298万円を減額いたしました。第5目道路新設改良費、第14節工事請負費におきまして、道路ストック修繕工事といたしまして5,470万3,000円を減額いたしました。

42ページになりますが、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、上利別幌内橋修繕工事に伴う配水管移設工事負担金といたしまして415万8,000円を減額いたしました。

以上で歳出を終わり、次に、歳入の主なものについて申し上げます。

8ページへお戻りください。

第1款町税、第1項町民税におきまして、個人町民税現年課税分といたしまして2,654万3,000円を減額いたしました。

第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金におきまして、児童手当国庫負担金といたしまして1,001万8,000円を計上いたしました。

10ページをお願いいたします。

第2項国庫補助金、第5目土木費国庫補助金におきまして、道路新設に伴う社会資本整備総合交付金といたしまして3,310万7,000円を減額いたしました。

12ページをお願いいたします。

第18款寄附金におきまして、株式会社味のちぬや様からの企業版ふるさと納税寄附金100万円を計上いたしました。

14ページをお願いいたします。

第19款繰入金、第1項基金繰入金におきまして、財源調整のため、財政調整基金繰入金といたしまして1億810万3,000円を計上し、公共施設建設等基金繰入金、足寄町子育て安心基金繰入金などを減額いたしました。

第21款諸収入、第5項雑入、第4目雑入におきまして、退職手当組合負担金還付金といたしまして3,502万9,000円を計上いたしました。

16ページをお願いいたします。

第22款町債におきまして、辺地対策事業債を合わせて4,570万円、過疎対策事業債を合わせて1億2,160万円をそれぞれ減額いたしました。

4ページへお戻りください。

第2表繰越明許費、1件をお願いいたしました。

第3表で、債務負担行為補正、追加1件をお願いいたしました。

第4表地方債補正、変更3件をお願いいたしました。

以上で、令和6年度足寄町一般会計補正予算（第8号）についての説明を終わります。

次に、特別会計について御説明申し上げます。57ページをお願いいたします。

議案第81号令和6年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ425万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,279万5,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、67ページをお願いいたします。

議案第82号令和6年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ432万円を減額し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,442万8,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の内容につきましては、事業執行による減額が主なものでございますので、説明は省略させていただきます。

次に、75ページをお願いいたします。

議案第83号令和6年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,611万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,795万9,000円とするものでございます。

歳出から申し上げます。82ページをお願いいたします。

下段になりますが、第2款介護サービス事業費におきまして、介護サービス施設新築工事費といたしまして7,550万9,000円を減額いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

82ページ、上段になりますが、建設事業に伴います道補助金を計上し、一般会計繰入金と町債等を減額いたしました。

77ページをお願いいたします。

第2表地方債補正、変更1件をお願いいたしました。

次に、85ページをお願いいたします。

議案第84号令和6年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ471万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,462万9,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、97ページをお願いいたします。

議案第85号令和6年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,896万3,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、企業会計について御説明申し上げます。

107ページをお願いいたします。

議案第86号令和6年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。収益的収入及び支出の予定額に収入支出それぞれ6,000円を追加し、収益的収入及び支出の予定額を収入支出それぞれ12億6,375万9,000円とするものでございます。

110ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございますが、収入において、入院及び外来収益を減額し、一般会計負担金を計上しております。

以上で、議案第80号令和6年度足寄町一般会計補正予算（第8号）から、議案第86号令和6年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）までの説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第80号令和6年度足寄町一般会計補正予算（第8号）の件の質疑を行います。

18ページをお開きください。

歳出から始めます。款で進めます。

18ページ、第1款議会費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 18ページから22ページ、第2款総務費、質疑はございませんか。

3番榊原深雪君。

○3番（榊原深雪君） 20ページの14

目企画振興費のことでお伺いいたします。

企業振興促進補助金のことですが、予算説明資料によりますと、グリーン・フィールドがワーケーションレジデンスという宿泊施設をお造りになるということで、この内容について、何部屋あって、集客はどれぐらいを予定しているかということをお伺いいたします。

○議長（高橋秀樹君） 総務課長、答弁。

○総務課長（保多紀江君） こちらの株式会社グリーン・フィールドが設置したワーケーションの関係なのですが、こちらは、芽登温泉の隣接というか、芽登温泉の施設でございまして、この中身は、宿泊棟とレストラン棟とトイレ棟というふうに伺っております。

内容につきましては、宿泊棟については1日1組のような感じで、建物が一つの一棟貸しということで伺っております。1日1組ですので、最大利用で365組になるのかなということでございますが、どれぐらいの稼働率かということは、ちょっと伺っておりません。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 3番榊原深雪君。

○3番（榊原深雪君） 説明は分かりましたけれども、では、1棟をどれぐらいのお値段で貸す予定なのでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 総務課長、答弁。

○総務課長（保多紀江君） 利用料金については、こちらのほうで把握はしておりますけれども、実は、この事業は国の補助金を受けて建設したものでございます。国のほうの補助金ということで、適切な料金ということで設定をされているのかなというふうには思っておりますけれども、初めのうちは、プロモーションという関係で、少しお安く設定して、利用していただいているというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 3番榊原深雪君。

○3番（榊原深雪君） お安くはない建物

ですよね、これ事業としたら。今までの芽登温泉と近いところでお造りになるということで、流行るといいのですけれども、それこそ、矢野議員がいつもおっしゃる通り働く人が増えればありがたいなと思いますけれども、1棟でしたら、割とこれに似たようなものが、あちこちに造られておりますけれども、1棟でしたら、それほど働く人も必要ではないのかなと思ったりもするのでありますけれども。繁栄することを祈りまして、補助金は国の施策だとおっしゃいましたけれども、それで、私たちは補助金を申請されたことに対して、イエスということでは、また後で、いろいろ町民の方も苦情来たりとかありますので、しっかりと頑張ってくださいようにお伝えしていただければいいなと思っております。

終わります。

○議長（高橋秀樹君） 他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 24ページから30ページ、第3款民生費。

6番高橋健一君。

○6番（高橋健一君） お尋ねします。25ページの社会福祉総務費の中の障害者医療費1,107万2,000円が計上されています。これは、生活保護を受けながら人工透析をされているということで、これ何名なのか、そして、これ全て、足寄町一般財源になっていますけれども、これ全部、足寄町だけの負担になるのかということなのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 答弁調整のため、暫時休憩をいたします。

午後 2時43分 休憩

午後 2時47分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） 貴重なお時間

をいただきまして、ありがとうございます。

先ほど、御質問のありました部分でございますけれども、生保の生活保護受給者の中で透析を受けている方のうち、入院している方は2名でございます。

給付費につきまして、こちらについては、本年度内に精算が可能であれば精算手続が可能なのですが、本年度内に精算をするタイミングが、国のほうで示されなかった場合につきましては、翌年度に、その給付費に対して精算をさせていただくということになっております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 6番高橋健一君。

○6番（高橋健一君） 足寄町の負担はないということですか、最終的に。これに対する。一般財源となっていましたから、全部これは、足寄町が負担するのかなと考えていたのですけれども。

○議長（高橋秀樹君） 森岡福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） 補助率については4分の3という形になりまして、本町で負担する部分については、4分の1という形になります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 6番高橋健一君。

○6番（高橋健一君） 4分の1は、町で負担すると。しかし、1,000万円、高いですね、これ、透析が入るからですかね。何とか透析の料金をグッと下げてもらいたいですね。ぜひ、そういうことを国に働きかけてください。私もそろそろ危ないなと思っているのですけれども、よろしく願いします。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか、民生費。

10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 26ページの、目は3です、介護保険助成費のところ

す。この地方債とか内訳が書いてあるのですが、多分、これはケアハウスの話でよろしいでしょうか。文教厚生常任委員会のほうでは、説明を受けていたみたいなので、ちょっと説明追加いただいてよろしいですか。

○議長（高橋秀樹君） 森岡福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

こちらにつきましては、進藤議員がお話のとおり、ケアハウスに対する助成の部分でございますが、こちらにつきましては、令和6年第2回定例議会において議決を受けました軽費老人ホームの改修費に伴う償還の補助金の財源でございます。過疎債が充当可能な事業としまして、施設の長寿命化に資する改修工事となっております。起債協議の際に、地方債の議会議決が求められておりますことから、足寄町としまして、今回の工事が該当するものと考えまして、6月議会で地方債の議会議決をいただきまして、十勝総合振興局と協議を続けてきたところでございます。

ですが、10月31日に道庁の市町村課の最終判断といたしまして、今回の改修工事につきましては、施設全体の延命に資する工事とは認められないということで回答を受けたため、本議会において、一般財源への振替をさせていただいたということでございます。

なお、空調設備も同じ過疎債という形で財源充当をしておりましたが、こちらについては、ケアハウス自体が避難所に指定されていますことから、緊防債のほうに振替をしております。

軽費老人ホームにつきましては、今後も老朽化による改修工事が必要となることから、社会福祉法人あしよろ敬愛会と改修工事計画について精査協議し、必要に応じ、町の支援について検討して、議会の皆様にも御相談させていただきながら、対応させ

ていただきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。記憶にあるところによりますと、よかったね、過疎債がついてと、皆さんそう思って、皆さん賛成されたと思うのです。今後、これで終わりになるわけではなくて、全体で、以前3億円くらいかかるというようなお話でした。今後のことが、やはり心配です。

それと、民間のやっぱり企業、民間なので、そのところはちょっと引がかかるところです。同じように三意会のときに、年間2,000万円でしたか、それを出してました。そのときには、やはり決算等も確認しながらしてくださいということで、毎年、その情報を私たち議員も把握していたところなのですが、これから先、こういう決算状況とか、経営状況とかは、私たちのほうに情報が伝わってくるのでしょうか。その辺も含めて、御回答をお願いします。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） ケアハウスの施設については、25年くらいが経過してきているということで、かなり老朽化してきて、改修も必要ということで、先ほどお話もありましたように、2億円とか3億円とか、非常に大きな金額が、今後かかってくるだろうというところがございます。

それで、あそこを建てたときにも、町からの補助金もあって、法人としては、国からの補助金と、それから町の補助金と合わせて、法人自体の負担なく建ててきたという経過がございます。

そういうこともあって、今までもお話しさせていただいていますけれども、住居費だとかそういった関係が、なかなか入居されている方たちの負担としていただけない

部分なんかもあって、これからの改修だとかそういったところが、そういう経費がなかなか出てこないというところがあって、町も支援しなければならないだろうと、あそこに70人の方たちが入所されているといったところでは、町からの支援もやはり必要なだろうというところで支援をしているところであります。

今回も、先ほどお話しありましたように、緊急度を見ながら、少しずつ計画的にやっていかなければならないのではないだろうかというようなところで、今回の施設の改修について支援をするという形にしております。その財源として、過疎債を使えるのではないかというようなことで、使えるかもしれないということでお話しもあって、それに期待をしていたところでもありますけれども。今回、最終的には、それをやることによって、その施設の寿命というか、もっと長く使えるようになるだとか、そういったようなことではなくて、一般的な修繕なのではないかというところで、今回の分について、過疎債が認められなかったということになっております。

残念ながらそういうことですので、今回については、一般財源でということになったわけなのですが、今後については、やはり大規模改修だとかというような形で、計画的にやるわけですが、その施設を、それをやることによって、もっと長く使えるようになるだとかというようなところに結びつくような改修の方法だとか、いろいろなことを考えていかなければならないのかなというふうに考えているところがあります。できる限り町の単独での支援は、やはり限界がありますので、その部分はそういうことで考えているところがあります。

それからもう一つ、運営費の部分についても支援をしているところでありまして、この部分については、先ほどお話し合ったように、三意会のときにも一定程度の、そ

の施設の運営状況だとか、そういったものを開示できるところとできないところがあるかもしれませんけれども、そういったところをなるべく開示していただきながら、議会の皆さんにも、今、こういう状況になっていますよということで、御報告させていただきながらということにできればというふうに思っております。

今後、法人のほうとも相談しながら、どこまで開示ができるところなのかといったところを、検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 民生費、他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 30ページから32ページ、第4款衛生費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 34ページ、第5款労働費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 34ページから36ページ、第6款農林水産業費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 38ページ、第7款商工費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 38ページから46ページ、第8款土木費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 46ページから48ページ、第9款消防費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 48ページから52ページ、第10款教育費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 54ページ、第12款公債費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 同じく54ページ、第13款職員費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 歳出総括、ございませんか。

4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） ケアハウスのことなのですけれども、たとえ過疎債が認められなくても、ケアハウスは、ぜひ必要。うちの近所の人でも、もう八十何歳か、四捨五入すると90歳になってしまう人が、一人暮らしできないということで、ケアハウスへ行ったわけですが、ケアハウスが、なかったら本当に困る。過疎債が使えないから、補助しない、修理費出さない、それでケアハウス終わりだよなんて、そんなことには絶対にならない。

だから、今後とも、本当にいろんな有利な起債を借りるとかという形、そういうようなことを挑戦しながらも、例えそれが通らなくても、町として、しっかりとケアハウスの存続にやっていってほしいと思うので、その点の覚悟を聞きたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） ケアハウスの関係では、先ほど、進藤議員のお話にもお答えさせていただきましたけれども、今回についても、ケアハウスの施設の改修部分については、過疎債が駄目ですよということにはなりましたけれども、その部分について、やはり先ほども言いましたように、緊急度を見ながら、やはり直さなければならぬところがありますので、そういった部分では、町単費であっても支援をしていこうということで、今回、残念ながら財源としてはちょっと過疎債が抜けてしまいましたけれども、支援をしているところであります。

先ほども申し上げましたように、やはり過疎債だとか、そういうものが認められるような作りというか、要するに、施設を改修することによって、施設の寿命が伸びていく、もっと長く使っていくことができるだとかというような形で改修をするだとか、そういったことをいろいろ考えながら改修をしていくという、そういう計画をきちんとつくって、振興局、それから、道にも、こういう形でこれをやることによって寿命が伸びますよ、過疎債だとかの対象にもなるのではないのでしょうかというような形で、申請をするようなことができるように考えていきたいなというふうに考えているところであります。

先ほども、いろいろな部分で話していますけれども、やはり青天井というわけにはいかないのだというふうに思います。先ほど、あの、民間の、社会福祉法人なのではありますけれども、だけれども、やはりその中で、そこを経営しているということになると、その経営というのは、やはりその団体の中できちんと収支を合わせてやらなければならないというのは当然ありますから、そういうところも含めて、いろいろと法人のほうとも相談させていただきながら、何とか収支が合うようにだとか、できれば、収支が合うだとか、それに合わせて、もっと施設の改修だとかにもお金が出せるような仕組みだとか、何かそういうことを、お互いに研究しながら進めていかなければならないと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 他に、歳出総括ございませんか。

7番、木村明雄君。

○7番（木村明雄君） 関連ではございますけれども、一言、お伺いしたいと思えます。

これ、ケアハウスについては、過疎債がつながるというふうなことを聞いておりま

した、私も。それで、これは本当によかったなということで、私も安心をしていたところなわけなのだけれども、ここで、今になって過疎債はやはり使えなくなったということになったわけですね。

そこで、これ、過疎債が使えなくなった、そうすれば、ケアハウスは、どんどんと年を取っていくわけなのだけれども、ここで、過疎債が使えなくなったから、そうすれば、これで一つ見送りをするか、これでひと休みをするのかというふうな考えになっているのかどうなのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 先ほどからも申し上げておりますけれども、今回の部分については、単純なその修繕だとか、過疎債の対象となることにはならないなというところで、先ほどから言っていますように、過疎債自体が、それをやることによって、もっとその施設の延命だとか、寿命がもっと長くなるだとかというようなところも含めて、この過疎債を補助として出すというところでは、駄目だということではなくて、今回の工事そのものでいくと、単純な修繕工事であれば、それは、今回過疎債には対象にならないのではないのでしょうかということなのです。

それなので、全体として、きちんと改修工事をずっと進めることによって、施設自体が、まだまだ使える、もっと長く使える、寿命が伸びるというような、そういった形でやれる、そういう形に工事の中身を含めてしていかなければならないというところで、今回については、該当にならないかったということでもあります。

それなので、過疎債を全く諦めたかどうかということではなくて、やはり、今一番財源として、もしくはケアハウスに対する支援として考えられるといったところでいけば、やはり過疎債なのかなというふうに考えていますので、もっとほかにいいものが

出てくれば、また別ですけれども、当面は、やはり過疎債を活用できるような、そういう仕組みをつくれなかなと、そういったところを先ほども申し上げましたけれども、今後、研究していかなければならないなというふうに思っていますし、施設ともよく相談しながら、どうしていくのかといったところを考えていかなければならないなと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 他に、歳出総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 8ページにお戻りください。歳入に入ります。

8ページから16ページ。歳入一括で行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 歳入総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 4ページにお戻りください。

第2表繰越明許費、1件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 第3表債務負担行為補正、追加1件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 第4表地方債補正、変更3件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 全体に対する総括はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めま

す。

これで討論を終わります。

これから、議案第80号令和6年度足寄町一般会計補正予算（第8号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第80号令和6年度足寄町一般会計補正予算（第8号）の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第81号令和6年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件の質疑を行います。62ページから64ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第81号令和6年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第81号令和6年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されまし

た。

これから、議案第82号令和6年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件の質疑を行います。

72ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第82号令和6年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第82号令和6年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第83号令和6年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）の件の質疑を行います。

82ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 77ページにお戻りください。

第2表地方債補正、変更1件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 全体に対する総括はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第83号令和6年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第83号令和6年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第84号令和6年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件の質疑を行います。90ページから94ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第84号令和6年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第84号令和6年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第85号令和6年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第2号）の件の質疑を行います。102ページから104ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第85号令和6年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第85号令和6年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

107ページをお開きください。

これから、議案第86号令和6年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）の件の質疑を行います。

110 ページ、収益的収入及び支出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第86号令和6年度足寄町国民健康保険病院事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第86号令和6年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（高橋秀樹君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

次回の会議は、12月17日午後1時より開会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 3時15分 散会

